

神山町農業委員会

議 事 録

平成29年11月27日開催

神山町農業委員会議事録

平成29年11月27日神山町農業委員会を
神山町役場すだち(201)において開催

・出席農業委員は次のとおり(13人)

1番	相原 利章	2番	佐々木 善兼	3番	井上 善司
4番	森 三千子	5番	武市 佐市	6番	田中 一重
7番	河野 宏吉	8番	森 昌槻	9番	森本 孝夫
10番	中西 隆子	11番	加藤 宏行	12番	竹本 公三
13番	田中 久博				

・出席農地利用最適化推進委員は次のとおり(4人)

鬼籠野地区 河野 一弥 神領地区 新宅 由行
下分、左右内、上分地区 栗飯原充志
下分、左右内、上分地区 上田 一夫

・欠席農地利用最適化推進委員は次のとおり(2人)

広野地区 一宮 美行
阿川地区 阿部 銀一郎

・本会議に出席した職員は次のとおり

事務局長 相原 英夫 主査 阿部 公成 業務員 藤井 康弘

1. 開会

局長「定刻が参りましたので、農業委員会を開会していただきたいと思います。本日は、農業委員の皆様は全員出席をいただいておりますので総会が成立しておりますことをご報告いたします。農地利用最適化推進委員の一宮美行さん、阿部銀一郎さんは欠席となっております。

また、本日は後藤町長、大野副町長ともに公務のため、欠席との連絡がありましたのでご報告させていただきます。

それでは、田中会長に挨拶をお願いいたします。」

(田中会長挨拶)

局長「ありがとうございました。ここからは神山町農業委員会会議規則第5条によ

り、田中会長に議長を務めて頂き、以降の議事進行をお願いいたします。」

2. 開会宣言

会長「それではただいまから、神山町農業委員会を開会いたします。」

(午後1時34分)

3. 議事日程報告

議長「それでは本日の議事日程を報告いたします。本日の会議の議事日程はお配りしてある議事日程表のとおりでございます。」

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第23号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議長「それでは只今より議事に入らせていただきます。」

4. 議事録署名者指名

議長「神山町農業委員会会議規則第18条により議事録署名者を指名いたします。5番武市委員さん、6番田中一重委員さんをお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の阿部主査を指名いたします。」

5. 議案第20号について

議長「議案第20号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局に議案の朗読をお願いいたします。」

局長「議案書の3ページをご覧ください。」

(議案朗読)

議長「それでは、事務局より受付番号7番について説明をお願いいたします。」

局長「説明をいたします。本件の譲渡人の●●●●さんから譲受人の●●●●さんへ田●筆、畑●筆を、子へ贈与する案件です。

4ページから6ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題はありません。

申請地の場所についてですが、7ページに位置図、8ページに公図を添付しております。申請地は●●字●●●で県道21号線と鮎喰川の間に位置しています。9ページは現況写真を添付しております。

10ページをご覧ください。譲受人●●さんの土地利用計画書を添付しておりますので、内容を説明させていただきます。世帯員は●人で、●人で農作業に従事する予定です。営農計画概要等についてですが、取得した農地ではかんきつ類、栗を栽培します。以下の項目については記載のとおりでございます。

11ページをご覧ください。●●さんの経営状況を農地法第3条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明します。農地法第3条第2項関係の中の、全部効率利用要件についてですが、現在●●さんの所有農地、借入農地はありません。これから農地を取得して農業を始める予定です。

12ページをご覧ください。作付予定作物、作物別の面積についてですが、申請地取得後は野菜、かんきつ類、栗を記載の面積のとおり栽培する予定です。農機具の所有状況は、耕耘機●台です。住所地から申請地までの通作距離は●●mです。

13ページをご覧ください。農作業常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は本人●●●日であり、世帯等で耕作に必要な日数●●●日を満たしておりますので問題はないと思われます。続いて、13ページ中段の下限面積要件についてですが、今回本件で取得する面積は●, ●●●㎡で神山町の下限面積1,000㎡を満たしています。以上により農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

14ページには譲受人の●●さんの住民票を添付しております。

受付番号7番の説明は以上です。」

議長「ただいまの説明に関連して、担当委員の6番田中一重委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

田中一重委員 「この案件について説明します。11月17日に事務局の相原局長と担当の阿部君と私の3人で現地の調査をして参りました。この件につきましては、生前贈与という感じで息子さんに贈与するというふうな形で、息子さんも公務員なんですが年間●●●日の農業に従事するという事で問題はないかと思われますのでよろしくお願ひします。」

議長「ありがとうございました。続いて受付番号8番について、事務局から説明を

お願いいたします。」

局長「説明をいたします。本件の譲渡人の●●●●さんから譲受人の●●●●さんが利用権設定で耕作していた田を●筆、購入する案件です。

15ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題はありません。

申請地の場所についてですが、16ページに位置図、17ページに公図を添付しております。申請地は●●字●●で●●公民館の南西側約●●mの所に位置しています。18ページは現況写真を添付しております。

19ページをご覧ください。譲受人●●さんの土地利用計画書を添付しておりますので、内容を説明させていただきます。世帯員は●人で、●人で農作業に従事しています。経営面積は、田●●, ●●●m²、畑●, ●●●m²で、合計●●, ●●●m²です。営農計画概要等についてですが、主に、水稻、玄米約●●●kgを栽培し、自家消費分を除いた全量を販売しています。取得した農地では水稻を栽培します。以下の項目については記載のとおりでございます。

20ページをご覧ください。●●さんの経営状況を農地法第3条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明します。農地法第3条第2項関係の中の、全部効率利用要件についてですが、自作地は、田●●●m²、畑●●●m²、樹園地●, ●●●m²です。借入地では、田●●, ●●●m²、畑●●●m²、樹園地●●●m²です。

21ページをご覧ください。作付予定作物、作物別の面積についてですが、申請地取得後は水稻、野菜、すだちを記載の面積のとおり栽培する予定です。農機具の所有状況は、トラクター●台、耕耘機●台、田植え機●台、コンバイン●台、バインダー●台、脱穀機●台、乾燥機●台、トラック●台です。住所地から申請地までの通作時間は●●時間で通作距離は●●kmです。

22ページをご覧ください。農作業常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は本人●●●日、妻●●日であり、世帯等で耕作に必要な日数●●●日を満たしておりますので問題はないと思われます。続いて、22ページ中段の下限面積要件についてですが、現在耕作している自作地は●●, ●●●m²で、今回本件で取得する●, ●●●m²を併せて●●, ●●●m²で神山町の下限面積1,000m²を満たしています。以上により農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

23ページには譲受人の●●さんの住民票を添付しております。

受付番号8番の説明は以上です。」

議長「ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、担当委員の2番佐々木委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

佐々木委員「 番号8番の場所の説明を致します。●●の●●さんというところの

前から支所の方へ●●●mくらい入っていった左側になるんですが、●●さんが何年前から田んぼを預かって作っておったところでございますので、それに縁のぐるりの田んぼも●●さんが作っておるんで、そういうところですので異常はないかと思われませんが審査の方をお願いします。 」

議長「ありがとうございました。ただいま議案第20号受付番号7番・8番について説明、意見をいただきました。ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ありませんので、議案第20号農地法第3条の規定による許可申請についての受付番号7番・8番は原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので、議案第20号農地法第3条の規定による許可申請について受付番号7番・8番は原案のとおり決しました。」

6. 議案第21号について

議長「議案第21号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局に議案の朗読をお願いいたします。」

局長「議案書の24ページをご覧ください。」

(議案朗読)

議長「それでは、事務局より受付番号3番について説明をお願いいたします。」

局長「説明をいたします。本件の申請者の●●●●さんの旧屋敷周辺の畑を山林に転用する案件です。

25ページから27ページに申請地の謄本を添付しております。現住所と異なるため38ページに住民票を添付しています。

申請地の場所についてですが、28ページに位置図、29ページ・30ページに公図を添付しております。申請地は●●●字●●の●●さんの旧屋敷に隣接しています。

31ページから34ページは現況写真を添付しております。申請地は既に山林と

して利用されていることが確認できます。

35ページをご覧ください。●●さんの土地利用計画書を添付しておりますので、内容を説明させていただきます。1の申請地の所在等については先に説明したとおりです。2の申請地を選んだ理由は、桧、桜の植栽に適しているためです。3の転用計画の概要についてですが、山林として利用します。4, 5については特にありません。

36ページは土地利用図を添付しています。

37ページは既に山林として利用しているため、始末書を添付しています。

受付番号3番の説明は以上です。

議長「ただいまの説明に関連して、担当委員の2番佐々木委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

佐々木委員「番号3番の場所を確認してきましたのでお願いします。この17日の日に事務局の相原さんと阿部さんと私の3人が場所確認に行きました。行ってみてどういうものが植わっているのか見たら20年生くらいの桧が植わってるのと桜の木が植わっている。ぐるりは山林ばかりで異常はないかと思われませんが審査をよろしくお願いします。」

議長「ありがとうございました。ただいま議案第21号について説明、意見をいただきました。ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ありませんので、議案第21号は原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので、議案第21号農地法第4条の規定による許可申請について受付番号3番は原案のとおり許可相当とし、県知事に意見書を送付いたします。」

7. 議案第22号について

議長「議案第22号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局に議案の朗読をお願いいたします。」

局長「議案書の39ページをご覧ください。」

(議案朗読)

議長「それでは、事務局より受付番号6番について説明をお願いいたします。」

局長「それでは、説明をいたします。本件は貸人●●●●さん、借人●●●●さんで、畑を宅地に転用するものです。

40ページをご覧ください。申請地の謄本を添付しております。所有者等特に問題はありません。

41ページには位置図、42ページ・43ページに公図を添付しています。申請地は●●字●●●●で、●●●●さん宅の北東に位置しています。

44ページに現況写真を添付しております。申請地は現在は畑として管理されています。

45ページに事業計画書を添付しております。1の申請地の所在等については先に説明したとおりです。2の申請地を選んだ理由は、●●さんの実家にも程近く、敷地が広く取れて最適であるためです。3の転用計画の概要についてですが、土砂等の落下を防止し、取水は申請地南側の既存水道管から引き込みます。また排水については、南側既設排水路へ排水します。4と5については特にありません。

46ページに丈量図、47ページに土地利用計画図、48ページに断面図を添付しております。49ページに建物面積求積表、50ページ・51ページには家屋の設計図を添付しています。

52ページに名西郡農業協同組合の融資証明書、53ページに、被害防除措置の概要、54ページ・55ページに給排水の同意書、56ページに土地使用貸借契約書の写しを添付しています。受付番号6番の説明は以上です。

議長「ただいまの説明に関連して、担当委員の7番河野委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

河野委員「それでは説明させていただきます。11月17日に事務局の相原さん阿部さんと共に現地の調査をして参りました。息子さんのご自宅の新築ということで問題ないかと思われますのでよろしく申し上げます。」

議長「ありがとうございました。ただいま議案第22号について説明、意見をいただきました。ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ありませんので、議案第22号は原案どおり決するに異議ありません

か。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので、議案第22号農地法第5条の規定による許可申請についての受付番号6番は原案のとおり許可相当とし、県知事に意見書を送付いたします。」

8. 議案第23号について

議長「議案第23号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。それでは、事務局に議案の朗読、説明をお願いいたします。」

局長「議案書57ページをご覧ください。(議案内容を朗読)

議案書の58ページ、59ページをご覧ください。

(内容について朗読)

新規案件についてのみ、補足説明をさせていただきます。

番号13番から15番については借人が同じですので併せて説明をいたします。

借人の●●●●●●●●●●●●●●●●の構成員は●名で●名が農業に従事しています。年間の農業従事日数は●●●日です。農機具の所有状況はトラクター●台、管理機●台です。説明は以上です。

議長「ただいま議案第23号について説明をいただきました。ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑がないようでありますので、議案第23号は原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので議案第23号の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画は原案どおり決定し、町長に答申することに決しました。」

た。

議長 「以上をもちまして、本日の議題を全部終了いたしましたので閉会いたします。」

(閉会時刻 午後 2 時 5 分)

この議事録は、事務局長をして調整せしめたもので、会議の内容に相違なきことを証するため署名する。

神山町農業委員会

会 長

5 番委員

6 番委員